

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月1日
【四半期会計期間】	第11期第2四半期（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）
【会社名】	株式会社ソケット
【英訳名】	Sockets Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦部 浩司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番12号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画管理本部長 宮木 公平
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番12号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画管理本部長 宮木 公平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第2四半期 累計期間	第11期 第2四半期 累計期間	第10期 第2四半期 会計期間	第11期 第2四半期 会計期間	第10期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(千円)	1,198,475	1,174,108	477,886	656,149	2,575,518
経常利益(千円)	202,720	230,671	72,428	130,264	470,453
四半期(当期)純利益(千円)	110,761	128,988	35,563	74,058	259,680
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	378,712	383,787	378,712
発行済株式総数(株)	-	-	1,053,000	2,143,000	2,106,000
純資産額(千円)	-	-	1,289,718	1,578,159	1,440,030
総資産額(千円)	-	-	1,672,654	2,157,801	1,939,051
1株当たり純資産額(円)	-	-	1,224.13	734.77	682.78
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	105.67	60.86	33.77	34.78	123.59
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	92.37	54.47	29.52	31.44	108.39
1株当たり配当額(円)	-	2.50	-	2.50	-
自己資本比率(%)	-	-	77.1	73.0	74.2
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	123,825	32,964	-	-	492,811
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	186,500	201,908	-	-	282,396
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	503,835	6,985	-	-	503,165
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	750,880	795,413	1,023,300
従業員数(人)	-	-	77	96	86

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は平成21年11月12日開催の取締役会決議に基づき、平成22年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	96	(20)
---------	----	------

(注)従業員数は就業人員(当社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、当第2四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注状況

当社は、受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当第2四半期会計期間の販売実績において、当社は単一セグメントとしているため、サービスライン別に示すと次のとおりであります。

名称	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	前年同四半期比(%)
メディアビジネス(千円)	507,260	176.4
コンテンツビジネス(千円)	148,888	78.2
合計(千円)	656,149	137.3

(注)1. 前第2四半期会計期間及び当第2四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

なお、KDDI株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対する販売実績は、各通信事業者の情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

相手先	前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
KDDI株式会社	322,915	67.6	529,060	80.6
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	131,692	27.6	108,807	16.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期会計期間における国内経済は、企業収益や企業の業況感は引き続き改善しており、設備投資にも持ち直しの兆しが見られるものの、海外経済の減速懸念や長期化する円高やデフレの進行など依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境の中、当社を取り巻く国内携帯電話関連市場においては、国内携帯電話加入契約数は平成22年9月30日現在で1億1,540万台と前事業年度末比でほぼ横ばいである一方、その内訳の第3世代移动通信サービス(3G)対応の携帯電話契約数が占める割合は98.1%にまで高まってきております。(注)

国内携帯電話業界では、買替えサイクルの長期化に伴い端末販売数が減少する中、スマートフォン全体の出荷台数は急増しており、今後も大きな増加が見込まれることから通信事業者間においては、より魅力的なスマートフォンの投入、データARPU向上を焦点とした新しいサービス及び新しいコンテンツの開発・提供と各社各様に特色を打ち出した施策による競争が続いております。こうした環境の中、携帯電話という国内で1億台、世界で50億台を超える巨大なサービスプラットフォームは、今後より活性化されることが予想されます。

平成22年後半以降には、各通信事業者で次世代(3.9G/LTE)の高速移动通信サービスの開始も予定されており、商用ネットワークの試験運用の開始等も発表されております。また、インターネットや携帯電話を活用したサービスを取り巻く環境は、放送、通信、音楽、出版等各業界間の連携・融合、iPhoneやAndroid携帯等スマートフォン、iPadなどの専用端末の拡大により、今後さらに音楽配信、映像配信、電子書籍販売等のコンテンツ関連市場及びインターネット広告市場の成長も期待されます。今後、インターネットがより生活に密着することに伴い、デジタルコン

テント及びパッケージコンテンツの販売方法、流通経路や収益モデルの多様化等による収益機会の広がりも予想されます。

(注) 社団法人電気通信事業者協会のデータに拠っております。

このような市場環境の中、当第2四半期会計期間においては、前事業年度より引き続き、携帯電話を中心としたインターネットサービスである音楽検索をはじめとする、音楽・映像・書籍・ゲーム関連の専門検索サービスや「デコガール」など若年層の女性ユーザー向けの情報サービス及びこれらのサービスに関連するアプリケーションやデータベースの開発に注力してまいりました。

その結果、通信事業者との音楽・映像・書籍・ゲーム関連の専門検索サービスは順調に推移しており、専門検索関連サービスの拡大に伴うライセンス・広告収入が増加し、音楽・映像・書籍・ゲームなどの横断的なクロス検索が伸長するなど、専門検索関連サービスは引き続き拡大傾向にあります。また、Android携帯等の一部の開発に関する早期完了や新規開発等により、売上高に関しましては、当第2四半期会計期間656,149千円（前年同期比137.3%）となっております。

損益面につきましては、新規開発等の売上高増加による売上原価が373,270千円（前年同期比142.7%）、販売費及び一般管理費においては、152,614千円（同106.1%）となり、営業利益は130,263千円（同179.9%）、経常利益は130,264千円（同179.9%）、四半期純利益は74,058千円（同208.2%）となっております。

なお、当第2四半期会計期間におけるサービスライン別売上高においては、主としてB to B to Cモデルである専門検索関連サービスを中心とするメディアビジネスが、ライセンス・広告収入の増加、一部の開発に関する早期完了や新規開発等の計上により、507,260千円（同176.4%）、主としてB to Cモデルである「デコガール」を中心とする情報サービス等のコンテンツビジネスが、ゲームサービスなど一部有料情報サービスの中止などの影響もあり148,888千円（同78.2%）となっております。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は、2,157,801千円（前事業年度末比218,749千円増）となりました。

流動資産につきましては、1,570,797千円（同61,119千円増）となりました。増減の主な要因としましては、開発売上の計上に伴う売掛金の増加（同108,619千円）及び開発案件に伴う仕掛品の増加（同176,826千円）があったことによりです。固定資産につきましては、自社サービス用ソフトウェア開発の進捗等により無形固定資産が増加したことで、587,003千円（同157,630千円増）となりました。

負債は、579,642千円（同80,621千円増）となりました。増減の主な要因としましては、開発案件に係る外注費等の計上に伴う買掛金の増加（同171,926千円）、一方で、前事業年度に係る法人税等の納付による未払法人税等の減少（同52,731千円）及び中間納付に伴う未払消費税等の減少（同30,760千円）があったことによりです。

以上の結果、純資産は、当第2四半期累計期間における四半期純利益の計上等により1,578,159千円（同138,128千円増）となり、負債の増加を加味した結果、自己資本比率は、前事業年度末の74.2%から73.0%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ227,887千円減少、第1四半期会計期間末に比べ159,661千円減少し、795,413千円となりました。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、11,623千円(前年同期は207,709千円の獲得)となりました。主な収入要因としては、税引前四半期純利益130,255千円、減価償却費22,463千円の計上、賞与引当金及び役員賞与引当金の増加33,027千円並びに仕入債務の増加180,764千円がありました。一方で、主な支出要因としては、売上債権の増加227,105千円、たな卸資産(仕掛品)の増加124,192千円及び未払消費税等の減少16,571千円がありました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、154,057千円(前年同期は154,273千円の使用)となりました。主な支出要因としては、自社サービス用ソフトウェアの開発等に係る無形固定資産の取得141,810千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、6,020千円(前年同期は111千円の使用)となりました。主な収入要因としては、新株予約権行使に伴う株式発行による収入6,450千円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期会計期間における研究開発活動の金額は、5,483千円であります。

なお、当第2四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営戦略の現状と見通し

携帯電話関連業界及びインターネット業界は、無線網の通信速度の高速化、通信料の定額化、プラットフォームのオープン化、スマートフォン端末の大幅な増加が進んでおります。

そのような環境の中で、増大する情報や多様化する端末やコンテンツ・情報流通経路をインターネット上において誰でもより分かりやすくより活用できるようになるためのナビゲーション(誘導・案内)は、より重要になると考えております。インターネット上におけるより質の高い情報やコンテンツのナビゲーションの実現にはデータベース(大量の情報を細かく整理されたもの)が不可欠であります。当社は、「人の気持ちをつなげる」という事業コンセプトに基づき進めている専門検索サービスやコミュニケーションサービスをより進化させ、またそれらのサービスを実現するMSDB(メディアサービスデータベース)及びMSAP(メディアサービスアプリケーション)を通じて、サービスの幅を検索サービスからレコメンド情報の提供サービス、EC(電子商取引)、放送サービス及び広告サービス等に広げていくことや、無線インターネットの発展に合わせ、サービス提供対象端末を携帯電話・スマートフォン・PCからゲーム機やデジタル家電、自動車車載端末等に広げていくことは重要な経営戦略となります。

これらの事業活動を通じ、当社の提供する各種サービスの利用をより多くの一般ユーザーに拡大することによって継続的な事業の拡大、収益の向上を進めてまいります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営戦略を立案し、実行するように努力しておりますが、当社の属する携帯電話関連業界は、開発スピードが速く、その開発内容も複雑化しております。また、提供するサービスについても、一般ユーザーの嗜好や流行の変化を捉え柔軟な事業展開が必要となり、競合他社との競争が激化することも予想されます。

そのような事業環境の中で、当社は、優秀な人材の確保と育成、開発・品質管理体制の強化、開発スピードの向上や効率化等をもって、MSDB(メディアサービスデータベース)やMSAP(メディアサービスアプリケーション)を活用したサービスを、通信事業者を始め提供する先や提供するサービスの幅を拡大するとともに、日々のサービスのクオリティを継続的に大きく向上させるよう努力してまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,420,000
計	7,420,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月1日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,143,000	2,143,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	2,143,000	2,143,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき発行した新株引受権(ストック・オプション)に関する事項は、次のとおりであります。

第1回新株引受権(平成14年3月22日臨時株主総会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,000(注1、3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50(注2)
新株予約権の行使期間	自平成16年3月22日 至平成24年3月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 50
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株引受権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株引受権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

2. 新株引受権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2)当社が、新株引受権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株引受権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株引受権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。
3. 新株引受権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株引受権の数を減じております。
4. 新株引受権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1)新株引受権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。
- (2)新株引受権者が死亡した場合、新株引受権者の相続人は本新株引受権を行使することができます。
- (3)本新株引受権は、上記の新株引受権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
- (4)新株引受権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株引受権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
- 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株引受権を行使することができます。
- 当社株式上場日より2年間経過した日より行使期間の終了日まで、割当数の100%まで、新株引受権を行使することができます。
- (5)その他の条件は、当社と新株引受権者との間で締結する新株引受権割当契約に定めるところによります。
5. 新株引受権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成18年3月24日臨時株主総会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000(注1、3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80(注2)
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80 資本組入額 80
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整します。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、権利の行使及び退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。
- (3) 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
- (4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
- 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができます。
- 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができます。
- 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができます。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

5. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
第3回新株予約権（平成19年3月12日臨時株主総会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,000(注1、3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500(注2)
新株予約権の行使期間	自平成21年4月1日 至平成29年2月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)

(注)1. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、権利の行使及び退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

(3)本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外問わず)に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。

- (4)新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
- 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができます。
- 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができます。
- 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができます。
- 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができます。
- 当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができます。

(5)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

5. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得するものとします。

第4回新株予約権（平成20年3月31日臨時株主総会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	46
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000(注1、3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	870(注2)
新株予約権の行使期間	自平成22年4月1日 至平成30年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 870 資本組入額 435
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)

(注)1. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。
 - (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。
 - (3)本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
 - (4)新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができる。
当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができる。
当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。
当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができる。
当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができる。
 - (5)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
5. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定します。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

第5回新株予約権（平成20年11月13日臨時株主総会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	32
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,000(注1、3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	980(注2)
新株予約権の行使期間	自平成22年11月15日 至平成30年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 980 資本組入額 490
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)

(注)1. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。
- (3) 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
- (4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができます。
当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができます。
当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができます。
当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができます。
当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができます。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

5. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

第6回新株予約権（平成21年6月22日定時株主総会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	35
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000(注1、3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,500(注2)
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成31年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,500 資本組入額 1,750
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)

(注)1. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。

割当日から2年間経過以降(3年目) 20%

割当日から3年間経過以降(4年目) 40%

割当日から4年間経過以降(5年目) 60%

割当日から5年間経過以降(6年目) 80%

割当日から6年間経過以降(7年目) 100%

- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

5. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

第7回新株予約権（平成22年6月22日定時株主総会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	26
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,600(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,110(注2)
新株予約権の行使期間	自平成24年7月1日 至平成32年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,110 資本組入額 1,055
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注)1. 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))及び商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。

(3) 当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2)新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。）を上回らない場合に行使できます。

- 割当日から2年間経過以降（3年目） 20%
- 割当日から3年間経過以降（4年目） 40%
- 割当日から4年間経過以降（5年目） 60%
- 割当日から5年間経過以降（6年目） 80%
- 割当日から6年間経過以降（7年目） 100%

(3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

4. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記3. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日 (注)	26,000	2,143,000	4,025	383,787	2,425	294,187

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
浦部 浩司	東京都世田谷区	796,000	37.14
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	240,000	11.19
株式会社フェイス	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋 町566-1 井門明治安田生命ビル	180,000	8.39
株式会社メガチップス	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目1番6号 アクロス新大阪	180,000	8.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	143,100	6.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	71,400	3.33
西本 雅一	兵庫県神戸市長田区	62,600	2.92
伊草 雅幸	東京都世田谷区	50,000	2.33
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	38,000	1.77
平澤 創	京都府京都市左京区	20,000	0.93
計	-	1,781,100	83.11

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,142,700	21,427	-
単元未満株式	普通株式 300	-	-
発行済株式総数	2,143,000	-	-
総株主の議決権	-	21,427	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式73株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ソケット	東京都渋谷区千駄ヶ 谷一丁目1番12号	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 上記のほか、当社所有の単元未満自己株式73株があります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,890	2,479	2,095	1,760	1,651	1,540
最低(円)	2,200	1,730	1,660	1,540	1,210	1,223

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	795,413	1,023,300
売掛金	534,982	426,363
仕掛品	180,448	3,621
その他	65,141	63,292
貸倒引当金	5,190	6,900
流動資産合計	1,570,797	1,509,678
固定資産		
有形固定資産	22,045	22,064
無形固定資産		
ソフトウェア仮勘定	285,622	121,119
その他	62,738	81,942
無形固定資産合計	348,360	203,062
投資その他の資産	216,597	204,246
固定資産合計	587,003	429,373
資産合計	2,157,801	1,939,051
負債の部		
流動負債		
買掛金	292,511	120,584
未払金	44,167	48,237
未払法人税等	101,643	154,374
賞与引当金	55,363	53,559
役員賞与引当金	5,076	16,604
その他	37,397	68,781
流動負債合計	536,159	462,141
固定負債		
退職給付引当金	39,576	32,302
その他	3,906	4,576
固定負債合計	43,482	36,878
負債合計	579,642	499,020
純資産の部		
株主資本		
資本金	383,787	378,712
資本剰余金	294,187	291,512
利益剰余金	896,689	767,700
自己株式	94	-
株主資本合計	1,574,568	1,437,924
新株予約権	3,590	2,106
純資産合計	1,578,159	1,440,030
負債純資産合計	2,157,801	1,939,051

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	1,198,475	1,174,108
売上原価	701,570	633,730
売上総利益	496,905	540,377
販売費及び一般管理費	294,184	309,554
営業利益	202,720	230,823
営業外収益		
受取利息	0	0
営業外収益合計	0	0
営業外費用		
為替差損	-	152
営業外費用合計	-	152
経常利益	202,720	230,671
特別損失		
固定資産除却損	8,243	8
減損損失	-	1,302
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,516
特別損失合計	8,243	2,827
税引前四半期純利益	194,476	227,843
法人税、住民税及び事業税	86,730	97,554
法人税等調整額	3,015	1,300
法人税等合計	83,715	98,855
四半期純利益	110,761	128,988

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	477,886	656,149
売上原価	261,615	373,270
売上総利益	216,271	282,878
販売費及び一般管理費	143,843	152,614
営業利益	72,428	130,263
営業外収益		
受取利息	0	0
営業外収益合計	0	0
経常利益	72,428	130,264
特別損失		
固定資産除却損	8,243	8
特別損失合計	8,243	8
税引前四半期純利益	64,184	130,255
法人税、住民税及び事業税	49,384	77,373
法人税等調整額	20,763	21,176
法人税等合計	28,621	56,197
四半期純利益	35,563	74,058

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	194,476	227,843
減価償却費	35,993	43,917
株式報酬費用	712	1,484
固定資産除却損	8,243	8
減損損失	-	1,302
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,516
貸倒引当金の増減額(は減少)	451	1,710
賞与引当金の増減額(は減少)	6,455	1,804
役員賞与引当金の増減額(は減少)	13,678	11,528
退職給付引当金の増減額(は減少)	4,644	7,273
受取利息	0	0
売上債権の増減額(は増加)	88,237	108,619
たな卸資産の増減額(は増加)	30,320	176,826
仕入債務の増減額(は減少)	72,192	171,926
未払金の増減額(は減少)	17,845	4,069
その他	27,969	38,115
小計	220,237	116,207
利息及び配当金の受取額	0	0
法人税等の支払額	96,412	149,171
営業活動によるキャッシュ・フロー	123,825	32,964
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	13,854	3,047
無形固定資産の取得による支出	77,595	187,460
投資有価証券の取得による支出	-	11,400
差入保証金の差入による支出	95,050	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	186,500	201,908
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	503,946	7,750
リース債務の返済による支出	-	669
その他	111	94
財務活動によるキャッシュ・フロー	503,835	6,985
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	441,159	227,887
現金及び現金同等物の期首残高	309,720	1,023,300
現金及び現金同等物の四半期末残高	750,880	795,413

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第2四半期累計期間の営業利益及び経常利益が1,010千円、税引前四半期純利益が2,527千円減少しております。

【表示方法の変更】

当第2四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
(四半期キャッシュ・フロー計算書) 当第2四半期累計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「リース債務の返済による支出」は重要性が増加したため、当第2四半期累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第2四半期累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれている「リース債務の返済による支出」は111千円であります。

当第2四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
(四半期貸借対照表) 前第2四半期会計期間において、「無形固定資産」に含めていた「ソフトウェア仮勘定」は、資産総額の100分の10を超えたため、当第2四半期会計期間では区分掲記することとしております。なお、前第2四半期会計期間の「無形固定資産」に含まれる「ソフトウェア仮勘定」は50,600千円であります。

【簡便な会計処理】

当第2四半期累計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

1．固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によってあります。

2．法人税等調整額並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によってあります。

【注記事項】

（四半期貸借対照表関係）

当第2四半期会計期間末 （平成22年9月30日）	前事業年度末 （平成22年3月31日）
有形固定資産の減価償却累計額は、27,784千円であります。	有形固定資産の減価償却累計額は、25,597千円であります。

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 31,904千円	役員報酬 27,676千円
賃金給料及び諸手当 54,695	賃金給料及び諸手当 73,626
支払手数料 34,714	支払手数料 35,350
回収代行手数料 42,587	回収代行手数料 29,436
広告宣伝費 29,855	広告宣伝費 14,745
賞与引当金繰入額 14,518	賞与引当金繰入額 23,127
役員賞与引当金繰入額 4,350	役員賞与引当金繰入額 5,076
退職給付費用 2,129	退職給付費用 3,436
貸倒引当金繰入額 5,159	貸倒引当金繰入額 2,396
研究開発費 6,994	研究開発費 10,637

前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 16,136千円	役員報酬 12,373千円
賃金給料及び諸手当 26,424	賃金給料及び諸手当 34,689
支払手数料 13,511	支払手数料 16,858
回収代行手数料 20,175	回収代行手数料 14,975
広告宣伝費 16,694	広告宣伝費 12,125
賞与引当金繰入額 7,293	賞与引当金繰入額 12,462
役員賞与引当金繰入額 2,250	役員賞与引当金繰入額 3,696
退職給付費用 1,112	退職給付費用 1,521
貸倒引当金繰入額 2,533	貸倒引当金繰入額 1,308
研究開発費 2,163	研究開発費 5,483

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,143,000株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 73株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 3,590千円

(注) 権利行使期間の初日が到来していない新株予約権の当第2四半期会計期間末残高は3,590千円であります。

4. 配当に関する事項

基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月15日 取締役会	普通株式	5,357	2.5	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

(金融商品関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)

買掛金が、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
買掛金	292,511	292,511	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

買掛金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第2四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)並びに前第2四半期会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び当第2四半期会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

ストック・オプションに係る当第2四半期会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 787千円

(企業結合等関係)

当第2四半期会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)

資産除去債務の四半期貸借対照表計上額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しているため、前会計年度の末日における残高に代えて、第1四半期会計期間の期首における残高と比較しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、携帯電話等向けのアプリケーション開発、データベースの構築及びそれらを組合わせたサービスの開発と提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日)		前事業年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	734.77円	1株当たり純資産額	682.78円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	105.67円	1株当たり四半期純利益金額	60.86円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	92.37円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	54.47円
		<p>当社は、平成22年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前第2四半期累計期間における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり四半期純利益金額 52.84円</p> <p>潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 46.19円</p>	

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	110,761	128,988
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	110,761	128,988
期中平均株式数(株)	1,048,160	2,119,554
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	150,945	248,475
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第6回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数4,000株)については、当第2四半期累計期間においては希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めておりません。 なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第7回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数2,600株)については、当第2四半期累計期間においては希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めておりません。 なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	33.77円	1株当たり四半期純利益金額 34.78円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	29.52円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 31.44円
		当社は、平成22年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前第2四半期会計期間における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。 1株当たり四半期純利益金額 16.89円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 14.76円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	35,563	74,058
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	35,563	74,058
期中平均株式数(株)	1,053,000	2,129,450
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	151,857	226,173
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第6回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数4,000株)については、当第2四半期会計期間においては希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めておりません。 なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第7回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数2,600株)については、当第2四半期会計期間においては希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めておりません。 なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当第2四半期会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)
該当事項はありません。

2【その他】

平成22年10月15日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・・・・5,357千円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・・・・2円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成22年12月3日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月22日

株式会社ソケッツ
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪 瀬 忠 彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博 信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケッツの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第10期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソケッツの平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月29日

株式会社ソケッツ
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケッツの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第11期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソケッツの平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。